
記者資料提供（令和4年3月4日）

地方独立行政法人神戸市民病院機構

法人本部経営企画室総務課

三宅、鴨川 TEL：078-940-0155

中央市民病院事務局総務課

権代、阿部 TEL：078-302-4321

地方独立行政法人神戸市民病院機構職員の懲戒処分について

処分案件（院内での盗撮行為）

（1）被処分者 神戸市立医療センター中央市民病院
医師（専攻医・男性・29歳・法人職員）

（2）処分内容 懲戒解雇

（3）処分年月日 令和4年3月4日

（4）処分理由

被処分者は、令和4年2月10日（木）午後2時10分頃、中央市民病院内女子トイレに侵入し、スマートフォンを差し入れ、被害者（女性）への盗撮行為を行い、兵庫県迷惑防止条例違反及び建造物侵入罪により令和4年2月11日（金）に逮捕された。

当該行為は、患者・市民の皆さまの信頼を大きく裏切り、当機構の品位と信用を著しく失墜させる重大な非違行為であることから、当機構で定める懲戒処分の指針に基づき、上記処分を行った。

（5）機構として

当該行為は、医療従事者としての自覚・倫理観を大きく欠く行為である。

また、患者・市民の皆さまに対する裏切り行為であり、決して許されるものではありません。職員全体へのコンプライアンス教育を強化し、信頼回復に努めてまいります。

（参考）

当案件は、令和4年2月11日（金）付で兵庫県警より発表のあった案件であり、現在捜査中のため、事案の詳細については、お答えできません。